

学校法人帝塚山学院 役員等の報酬等に関する規程

〔目的〕

第1条 この規程は、学校法人帝塚山学院（以下「学院」という。）の役員等の報酬及び手当、評議員の手当について必要な事項を定めることを目的とする。

〔定義〕

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、理事長、学院長、専務理事、常務理事、常勤の理事（学院の職員としての身分を有する理事を除く。）及び常勤の監事をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、前号の常勤の役員及び学院の職員として身分を有する理事を除く理事及び監事をいう。

〔報酬等〕

第3条 常勤の役員等の報酬は、別表第1のとおりとする。

2 非常勤の役員及び評議員の手当は、別表第2のとおりとする。

3 理事及び評議員のうち、学院の職員としての身分を有する者については、第1項に規定する報酬は支給しない。ただし、別表第2の手当を支給する。

4 特別の任務を委嘱された非常勤の役員及び評議員の手当は、別表第3のとおりとする。

5 常勤の役員等の報酬及び通勤に要する交通費の支払方法については、この規程に定めるもののほか、一般職員の例による。

6 役員及び評議員には、会議の出席に要した交通費、宿泊を伴う場合は宿泊費の実費を支給することができる。

7 役員及び評議員には、職務の執行に要した実費を弁償するものとし、支給方法については、一般職員の支給方法の例による。

〔退職金〕

第4条 退職金は支給しない。

〔公表〕

第5条 学院は、この規程を学院のホームページに公表する。

〔補則〕

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

〔規程の改廃〕

第7条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は令和元年7月19日から施行する。
- 2 「帝塚山学院役員報酬規程」は令和元年7月18日をもって廃止する。
- 3 この規程は令和2年4月1日上記のように改定、施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年度 定時評議員会終了後から施行する。

〔別表第1〕

常勤の役員の報酬額（学院の職員としての身分を有する理事を除く）

常勤の役員	報酬（年額）
理事長	1,600万円
学院長	1,500万円
専務理事	1,400万円
常務理事	1,300万円
理事	1,200万円
監事	900万円

（備考：支払い方法）

報酬額は、4月から翌年3月までの12ヶ月の金額であり、これを12分割して各月毎に支給し、端数調整は、最終3月分の支給において行う。ただし、年度途中における就任、任期満了又は辞任等による退任の場合は、一般職員の例による。

〔別表第2〕

非常勤の役員の手当

学院の職員としての身分を有する理事

職名	手 当
理事	理事会の出席日数に応じた手当額 1日につき50,000円
監事	理事会及び評議員会の出席日数に応じた手当額 1日につき50,000円

評議員の手当

学院の職員としての身分を有する評議員

職名	手 当
評議員	評議員会の出席日数に応じた手当額 1日につき50,000円

（備考：支払い時期）

手当の支給方法は、理事会及び評議員会開催の翌月末までに支給する。

〔別表第3〕

特別の任務を委嘱された非常勤の役員及び評議員の手当

職名	手 当
理事 監事 評議員	特別の任務を委嘱された会議等の出席日数に応じた手当額 1日につき20,000円

（備考：支払い時期）

手当の支給方法は、特別の任務を委嘱された会議等の開催の翌月末までに支給する。